

総合事業訪問型短期集中予防サービス事業
業務委託事業者募集要項

令和8年3月

姫路市高齢者支援課

1 総合事業訪問型短期集中予防サービス事業業務委託事業者の募集について

姫路市では平成30年度から介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第115条の45第1項第1号事業に基づく介護予防・日常生活支援総合事業のうち、訪問型サービスとして「総合事業訪問型短期集中予防サービス」を実施しています。

については、令和8年度のサービスを実施するにあたり「総合事業訪問型短期集中予防サービス事業」の業務委託を希望する事業者を募集します。

2 募集する業務の概要

(1) 委託業務名

総合事業訪問型短期集中予防サービス事業業務

(2) 委託する事業所箇所数

応募資格を満たした全ての事業者

(3) 業務の内容

総合事業訪問型短期集中予防サービス事業業務委託仕様書（案）のとおり

(4) 業務委託料

利用者の住所	利用者1人1回あたり
姫路市（編入前の家島町、夢前町及び安富町の区域を除く。）	8,654円
編入前の家島町、夢前町及び安富町の区域	9,091円

(5) 業務期間

- ① 契約締結日から令和9年3月31日まで
- ② 介護予防サービス・支援計画及び個別サービス計画書に掲げる実施回数を令和9年3月31日までに実施できない場合は、体調不良による利用の中止等特別な事情の場合を除き、翌年度に引き継ぎ支援を行うこと。（翌年度も市との委託契約が必要）

3 応募者の資格

以下の(1)～(4)のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 姫路市の介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの趣旨を理解し、円滑な事業の運営と実施ができること。
- (2) 令和8年2月末日時点において、姫路市の指定訪問リハビリテーション事業所または指定訪問看護事業所の指定を受け、姫路市内において事業を展開する事業者であること。介護保険法第71条第1項及び第115条の11の法令によるみなし指定も含む。
- (3) 令和8年2月末日時点において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の配置があること。
- (4) 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有す者でないこと。

4 応募の手続き

(1) 提出書類

- ① 総合事業訪問型短期集中予防サービス業務委託事業者応募申請書兼誓約書（様式1）
- ② 総合事業訪問型短期集中予防サービス事業者応募内容確認書（様式2）

③ 暴力団排除及び適正な労働条件の確保に関する誓約書（様式3）

(2) 提出方法、提出書類受付期間等

① 提出方法

業務の受託を希望する法人の職員が、高齢者支援課まで直接持参するか郵送（必着）にて提出ください。

② 提出先

姫路市健康福祉局長寿社会支援部高齢者支援課（担当：水守・井上）
〒670-0955 姫路市安田三丁目1番地（総合福祉会館2階）
電話：079（221）2451 ファクス：079（221）2946

③ 受付期間

ア 令和8年3月2日（月）から令和8年3月13日（金）。
各日9時から17時まで。ただし、土日及び12時から13時までは除きます。
イ 持参する場合は、必ず事前に電話により担当者とう受付時間を調整してください。

④ その他注意事項

ア 提出にあたり、資料の追加や修正が生じないようご注意ください。
イ 提出書類に不備が多いものは、受け付けできない場合があります。
ウ 受付期限直前は混み合うことが予想されますので、日程に余裕をもってご提出ください。
エ 締切日を過ぎた提出はお受けできません。また、締切日を過ぎた後の事業所都合による資料の変更、追加資料等はお受けできません。
オ 提出書類は返却いたしません。

5 選考審査

(1) 選考基準及び方法

応募者の資格要件について書類審査を行い、要件を満たした全ての事業者を受託者として選考します。

(2) 選考結果

- ① 選考結果については、全応募者に通知します。
- ② 採択された事業者は、姫路市ホームページ等で事業者名、応募者の資格要件の状況等を公開します。

(3) 留意事項

① 選定に伴う情報公開

提出された書類は、総合事業訪問型短期集中予防サービス事業に関わる選考以外には使用しません。ただし、姫路市情報公開条例第5条の定めにより情報開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報）を除き、開示の対象とします。

② 応募の無効、選定の取消し

以下の場合には応募の無効、選考の取消しとして取扱いします。

- ・提出書類に虚偽の記載を行った場合
- ・介護保険法に違反していることが判明した場合
- ・本募集要項に掲げる要件に違反していることが判明した場合
- ・審査・選考に関して不正と思われる行為があった場合

6 応募に当たっての留意事項

(1) 書類の追加提出等

市が必要と判断した場合、書類等の追加提出を求めることがあるのでこれに応じること。

(2) ヒアリング等の実施

市が必要と判断した場合、ヒアリング等を求めることがあるのでこれに応じること。

7 スケジュール（日程はいずれも、土日を除く 9時から 17時まで）

日程	内容	備考
3月 2日（月）から 3月 13日（金）まで	応募申請書類 提出受付	・ 直接持参又は郵送にて提出してください。 ・ 持参の場合は、事前に連絡ください。
3月 16日（月）	審査・選定・選定 結果発表	ヒアリングが必要な場合は、別途連絡します。 選定結果は、個別に通知します。
3月 23日（月）から 3月 31日（火）	契約事務	契約に必要な手続きは別途連絡します。
4月 1日（水）	事業開始	

※ スケジュールは予定であり、今後変更する可能性があります。変更の場合、高齢者支援課ホームページでお知らせしますので、適宜ご確認ください。

8 お問い合わせ先

姫路市健康福祉局長寿社会支援部高齢者支援課（担当：水守・井上）

〒670-0955 姫路市安田三丁目1番地（総合福祉会館2階）

電話：079（221）2451 ファクス：079（221）2946

E-mail: iryokaigol@city.himeji.lg.jp